

Title	幕末農間渡世調査の意義
Sub Title	
Author	野村, 兼太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1943
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.37, No.7 (1943. 7) ,p.563(1)- 605(43)
JaLC DOI	10.14991/001.19430701-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19430701-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19430701-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

英國王立國際問題研究所原著 市川恒四郎譯

# 和蘭の舊海外領土

B 6 二七八頁  
紙裝 地圖一葉  
賣價一圓六五錢  
内地送料二〇錢

第二次歐洲大戰勃發し、和蘭本國が獨軍の前に壊滅して去つてより、英國内にては遠に蘭領海外植民地に對する關心が増加したが、それに應へて英王立國際問題研究所が情報省より公刊したるが本書である。即ち信據するに足る數字(各種統計表二十七表)と明確なる

- 第一章 蘭領印度——一般事情・住民・制度
- 第二章 蘭領印度——農産及び鑛産
- 第三章 蘭領印度——工業・貿易・海運
- 第四章 蘭領西印度——一般事情・産業

に就て言及する。加之この期間に於て「英國が如何に和蘭の植民地を觀たか？」が瞭然と窺はれるのである。今や舊蘭印はその豊富なる物産を擧げて日章旗の下に新しく發足しつゝある秋、形小なりと雖も珍重すべき他山の石たるを失はぬであらう。

解説とを以てその民族・制度・經濟資源を傳へると共に、往々にして第二次大戰勃發より大東亞戰爭直前迄の時期に於ける蘭印と日本との關係並にその生産物と歐洲戰爭との關係

慶應出版社

東京芝田  
區芝田  
一ノ二  
電話三田(45)二七二  
一〇八一八五

## 三田學會雜誌

第三十七卷

第七號

### 幕末農間渡世調査の意義

野村兼太郎

江戸時代農村における商業進出貨幣經濟の發展については多くの材料があるが、幕末における農間商ひ渡世の調査はその有力なるものゝ一つであることは疑ひ得ない。この農間商ひについてはすでに二三斷片的記述を公けにしたことはあるが、今こゝで私の入手し得た資料からその總括的な成果を一應纏めてみたいと思ふのである。

農間商ひ又は農間渡世に關する記述は幕末における特にそれを對象とする調査以外にも、村明細帳などに記載されてゐるものもあり、それが所謂農間縁ぎとどの程度區別し得るものであるか極めて判然しないことは、すでに指摘したところである。(本誌第三十六卷第七號所載拙稿「村明細帳と農村の貨幣經濟化」參照)。勿論中には農間とは稱してゐるが、殆ど全く名義上に過ぎないものがあり、相當多くの石高を所有してゐても、それは殆ど小作人に任せ、自分は一個の地主として、造酒業とか、質屋とかを営んでゐる者もある。それらは明かに一種の商人と見做し

幕末農間渡世調査の意義

(五六三)

てもよい。だが他方純然たる百姓であり、たゞその住家が往還に面してゐるために、そめ妻女などに草履・草鞋の類を賣らせてゐるやうなものもある。それらをすべて一概に農間商ひと呼んでゐるのであつて、兩者の隔りには相當大なるものがある。

貨幣經濟の進展といふ點からみれば、後者より前者に重きを置かなければならないが、殊に幕末における農村金融機關として最も重要視すべき質屋營業の増加は注目すべきである。故に當時の幕府當局も特に質屋については農間商ひと併行し、又はこれと別個に調査してゐる。勿論それには質屋が犯罪調査機關として有用であつたからではあるが、又質屋の増加が幕府當局のあまり欲するところではなかつたからでもある。

農間渡世調査は關東において文政十一年と天保九一十四年と嘉永六一安政二年とにそれぞれ行なはれたらしい。その調査の様式などもかなり相違してゐる。今こゝではそれらを文政度・天保度・嘉永度として一括して、それぞれの調査の成果を検討してみようと思ふのであるが、何分にも乏しい資料であるから、これを以つて全般的な説明となし得ないことは勿論であるが、少なくとも幕末における江戸を中心とする農村の動向の一端を窺知し得ることと思ふ。なほ「歴史と生活」第六卷第二號所載拙稿「幕末に於ける農間渡世調査」を参照して戴ければ幸甚である。

二

文政度の調査は當局から一定の雛形を與へて、これに准じて記載せしめたものである。その形式は本誌第三十四卷第八號所載拙稿「徳川時代村落研究序説」に掲げて置いた。そこにみられるやうに、居酒屋・髮結・湯屋・大小拵研屋・煮賣屋・腰物賣買・旅籠屋渡世を主として對象としたものであつて、その他のものゝ記載されてゐる例もあるが、例へば下總國岡田郡横會根古新田——大體右以外の職業を營む者が實際にゐても一々書上げてゐない。これは

この時に限らず調査項目に掲げてある職名だけについてその有無を記すのが普通であつて、問はれもしないことを答へることはしない。この時の調査の下書のうち、下總國葛飾郡神間村の分には、居酒屋渡世二軒の外、水油手絞渡世・豆腐渡世、それぞれ一軒、農具渡世二軒を記し、農間商ひ渡世家數六軒と記してゐるのを訂正し、居酒屋渡世二軒のみを記し、他の四軒を抹消して商ひ渡世家數二軒と直してゐる。恐らく提出した分はかく記載したのであらう。この種の調査に際してかうした缺陷の出来ることは止むを得ないが、さうした不確實さに加ふるに、申告者の意識的又は無意識的な誤記を免れない。このことは今日の調査にあつても起り得ることではあるが、特に江戸時代のやうに、一般に知識の水準が低く、かつ用語の不正確な場合には甚だしい。その實例は後の説明のうちにも出て來ると思ふから省略に従ふが、これらの資料を取扱ふ上に一應注意して置く必要がある。

今こゝに利用し得る文政度の調査の残存してゐる村々は次ぎの四十三ヶ村である。村高人口と共に表示して置く。

第一表

村名	村高	人口	申告年月
一 武州足立郡新築谷村	百四拾貳石五斗七合七勺	八五人	文政十一年六月
二 同州同郡代山村	百三拾五石九斗四合四勺	一一四人	同 上
三 同州同郡上野田村	百拾壹石九斗壹升七合	一九六人	同 上
四 同州同郡寺山村	貳百七石四升四合	一八〇人	同 上
五 同州同郡高畑村	百八拾七石四斗六升貳合	一九四人	同 上
六 同州同郡膝子村	七百廿六石六斗貳升三勺	五〇九人	同 上
七 同州同郡片柳村	九百四拾石九斗八升壹合	六五三人	同 上

幕末農間渡世調査の意義

幕末農間渡世調査の意義

八	同州同郡山村	貳百九拾貳石三斗	一三一人	同	上
九	同州同郡加田屋新田	六百拾四石貳斗七升壹合	三人	同	上
一〇	同州同郡新井村	貳百八拾壹石四斗六升四合	一三三人	同	上
一一	同州同郡風波野村	百六拾貳石三升壹合四勺	一七七人	同	上
一二	同州同郡門前村	百七拾八石六斗三升四勺	一〇二人	同	上
一三	同州同郡新堤村	百拾六石六斗貳升三合	四四人	同	上
一四	同州同郡大谷村	九拾七石四斗	四〇一人	同	上
一五	同州同郡連沼村	貳百拾九石	三七九人	同	上
一六	同州同郡中川村	四拾九石六斗三升	二六〇人	同	上
一七	同州同郡御藏村	百貳拾八石	三二二人	同	上
一八	同州同郡染谷村	六拾九石六斗六升六合	二八七人	同	上
一九	同州同郡中丸村	百六拾石	二三五人	同	上
二〇	同州同郡新右衛門新田	貳拾壹石七斗九升八合	二七人	同	上
二一	同州同郡笹丸村	貳拾貳石	五一人	同	上
二二	同州同郡中野村	七拾石三斗四升	二五〇人	同	上
二三	同州同郡大門宿	千百六拾七石七斗三升五合	七九七人	同	上
二四	同州同郡下野田村	貳百四拾四石	一七三人	同	上
二五	同州同郡支差新田	貳百八拾壹石五斗五升貳合	一一〇人	同	上

四 (五六五)

二六	同州同郡中野田村	三百石	一八〇人	同	上
二七	同州同郡大崎村	六百壹石六斗六升六合	三六〇人	同	上
二八	同州同郡辻村	七百拾三石八斗五升三合	三六三人	同	上
二九	同州同郡戸塚村	千四百三拾四石三合	一〇〇四人	同	上
三〇	同州同郡長嶋村	百六拾八石貳斗三升壹合	九一人	同	上
三一	同州同郡北原村	八拾三石七斗九升	一八六人	同	上
三二	同州同郡行衛村新田	百貳拾九石六斗四升四合	八人	同	上
三三	同州同郡差間村	貳百八拾五石六斗壹升七合	二一三人	同	上
三四	同州同郡間宮村	百四拾七石五斗貳升三合	一二人	同	上
三五	同州同郡玉郡小林村	七百八拾八石九斗貳升九合	五九三人	同	上
三六	上總國市原郡不入斗村	七百五拾貳石八斗六升貳勺	六五九人	同	上
三七	同 國同郡駒込村	百八拾石	一三七人	同	上
三八	同 國同郡八幡村	千四百三石四斗六升六合五勺	一五六四人	同	上
三九	同 國周准郡濱古村	百五拾壹石貳斗貳升四合	八八人	同	上
四〇	下總國葛飾郡神間村	千四百拾九石九斗五升	三四二人	同	上
四一	同 國同郡大畔新田	五拾六石五斗五升貳合	三二人	同	上
四二	同 國岡田郡横曾根新田	八百拾壹石貳斗九升	五四四人	同	上
四三	下野國都賀郡三拜川岸	貳拾七石六斗七升		同	上

幕末農間渡世調査の意義

五 (五六七)

右に現れてゐるやうに、調査申告の月日は早きは文政十年八月から、おそきは文政十二年五月に及んでゐる。この届出は關東筋取締のために代官の手代が出張し、各村から提出せしめたものではあるが、各村個々に提出したのではなく、その地方の寄場村又は宿で役人に提出したものである。勿論村ごとくに別冊に作つたのではあるが、大惣代がこれを一括して役人に提出したのである。上掲のうち(一)から(三四)までは大門宿を中心とする村々である。この一組合の記録が完全に遺つてゐたので、本稿を草することが出来たといつてもよいから、個々の村々の記録は澤山あるはずであるのに、案外に乏しい。かく各組合について役人が出張してゐたので調査に多くの時間を要したのかも知れない。

周知の如く當時の村落の大きさは極め大小區々である。上記の表においてもみらるゝやうに、大きな村は千五百石以上、人口も千人にあまるものもあり、小なるは百石以下、人口も僅かに三軒といふものもある。しかし貨幣經濟化の傾向は村の大小に拘らず、むしろその社會的・地理的状況に基づくこと大である。

次にこれらの村々に存してゐた商賣屋の種類・數量を表に作ると大體次ぎの結果が得られる。右表のうち「農」は農業のみ渡世のもの、「商」は農間商ひ並に諸職人類、その他とあるのは、恐らく下書にのみ誤つて記し、届出の際には抹消したと思はれる職業である。その種類については後に述べる。又「なし」と記したのは記載なしの意で、「○」としたものは「無御座候」と明記してあるものである。従つて前者は實際には存在した場合もあり得るのである。

第二表

村名	家數	農	商	居酒屋	大小研	髮結	湯屋	煮賣	腰物	旅籠	その他
一新染谷村	一八	一一	七	二	〇	一	〇	〇	〇	なし	なし

二代山村	二九	一八	一一	〇	〇	一	〇	〇	〇	なし	なし
三上野田村	三五	二三	一二	〇	〇	一	〇	〇	〇	なし	なし
四寺山村	二九	二五	四	二	〇	〇	〇	〇	〇	なし	なし
五高畑村	三一	一九	一二	〇	〇	一	〇	〇	〇	なし	なし
六膝子村	九四	七五	一九	四	〇	一	〇	〇	〇	なし	なし
七片柳村	一二二	七九	四三	四	〇	二	〇	〇	〇	なし	なし
八山田村	二〇	一八	二	二	〇	一	〇	〇	〇	なし	なし
九加田屋新田	二	〇	二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	なし	なし
一〇新井村	二三	一五	八	一	〇	一	〇	〇	〇	なし	なし
一一風渡野村	三八	三三	五	一	〇	一	〇	〇	〇	なし	なし
一二門前村	二四	一八	六	一	〇	〇	〇	〇	〇	なし	なし
一三新堤村	一一	四	七	一	〇	〇	〇	〇	〇	なし	なし
一四大谷村	七〇	五一	一九	四	〇	一	〇	〇	〇	なし	なし
一五蓮沼村	六九	六六	三	三	〇	〇	〇	〇	〇	なし	なし
一六中川村	四五	四三	二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	なし	なし
一七白藏村	五〇	四七	三	一	〇	〇	〇	〇	〇	なし	なし
一八染谷村	四六	四二	四	三	〇	一	〇	〇	〇	なし	なし
一九中丸村	四五	三九	六	一	〇	〇	〇	〇	〇	なし	なし

幕末農間渡世調査の意義

幕末農間渡世調査の竝表

村名	家数	農	商	居酒	大小研	髪結	湯屋	煮賣	腰物	旅館	その他
二〇 新右衛門新田	五	五	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	なし
二二 佐九村	九	九	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	なし
二二 中野村	四三	四一	二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	なし
二三 大門宿	一七〇	五三	一七	一三	三	一	〇	三	〇	〇	なし
二四 下野田村	三〇	二二	八	二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	なし
二五 玄蕃新田	一九	一四	五	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	なし
二六 中野田村	三九	三三	六	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	なし
二七 大崎村	七六	六四	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	なし
二八 辻村	六九	五六	一三	二	一	〇	〇	〇	〇	〇	なし
二九 戸塚村	一七九	一二四	五五	三	二	〇	〇	〇	〇	〇	なし
三〇 長嶋村	一四	九	五	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	なし
三一 北原村	二九	二二	七	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	なし
三二 北行衛村	三	二	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	なし
三三 差間村	四三	二九	一四	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	なし
三四 間宮村	二九	二一	八	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	なし
三五 小林村	一一二	七〇	四二	二	一	〇	〇	〇	〇	〇	なし
三六 不入斗村	一二六	一二四	二	二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	なし

八 (五七〇)

三七 駒込村	三一	二〇	一一	二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	なし
三八 八幡村	三三九	一四六	一九三	九	〇	六	五	五	〇	〇	なし
三九 濱古村	一八	一七	一	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	なし
四〇 神間村	六一	五五	六	二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	なし
四一 大畔新田	六	四	二	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	なし
四二 横曾根古新田	一〇六	九〇	一六	二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	なし
四三 三拜川岸	一五	一一	四	二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	なし
合 計	二二七二	一六六七	七〇五	七七	〇	三三	六	五	〇	〇	四 二一

第二表には多くの問題が示されてゐる。商渡世及び諸職人類は單に調査項目に指示した居酒屋外數種のみを指したのではないことは明かである。それにも拘らず前に例示した神間村の場合の如き訂正をなすことは誤りである。農間商ひ渡世を二軒の居酒屋のみに限定せず他の四軒も含めて六軒にしなければならぬ。他にこれと同様の誤りを犯してゐるものはないだらうか。例へば(三六)の不入斗村の如きは最も怪しい。百二十六軒のうち居酒屋二軒のみで、他は悉く農耕ばかりやつてゐるとは考へられない。現に後に述べるやうに、嘉永度には多くの農間商渡世者又は職人が算へられてゐるのである。この點からみて商の數は全體として幾分増加して考ふべきである。

かうした誤差は少なからざるものと考へなければならぬ。(八)の山村は居酒屋二、髪結一、合計三を算へながら、その農間渡世者の數を二としてゐる。一見すると項目に掲げた以外の者が二人あるやうにも思へるが、それと農耕者の家數を加へたものが總家數に等しいから、これは明かに誤記でなければならぬ。この場合も明かに

商・職渡世者の数は表示されたものよりも多くなる。

今暫く資料の示す数字をそのままに信じて考察すると、農家の三割一步弱が農間商ひか又は職人であるといふことになる。しかしこれらの村々のうち純粹農村と明かに考へ得ないもの(二三)大門宿、(三八)八幡村、(四三)三拜川岸を除くとどうなるか。その結果は戸數千八百四十八軒のうち三百九十一軒が農間渡世者で二割一步強となる。従つて文政度において普通の農村では二割以上は農間渡世者といふことになる。これに前述の誤差を考へると、二割五歩ぐらゐまで上げててもよいかも知れない。但しこの農間渡世者のうちには、今日からみれば商とは考へられないやうな者、例へば柚のやうな者も勘定に入れてゐるかも知れないのであるから、これを以つて直ちにそのすべてが貨幣化されてゐるとはいへない。

概括的に論ずることが極めて危険であることは明かであるが、第二表に依つてみても、農村における居酒屋の數が著しく多いことに氣がつく。この場合は前の場合と違ひ、隣村の者は宿驛村に出て酒を呑むこともあり得るから、全體としてその割合をみると、一村につき一、八軒弱となり、これを人口に比較すると、全人口一萬三千二百六十八人(三拜川岸の分が不明であるが、同村文化十年「宗門人別御改帳」に據れば六十九人とある。これを加へれば一萬三千三百三十七人)であるから、居酒屋一軒につき百七十二乃至三人強となる。これに次ぐ髮結の數は四百人ばかりについて一人といふ割合になる。

但し髮結や湯屋のやうなものは、農村ではあまり用ひられないだらうから、むしろ宿驛的な村を除いた方が妥當かも知れない。殊に湯屋は第二表にみるが如く、大門宿・八幡村以外には存在してゐない。そこで大體宿驛的性質を有する兩村について商業渡世及び職人類の數を比較してみると、農間渡世者の數は著しく増大してゐる。全戸五百

九軒のうち三百十軒が農間商ひ又は職人である。全人口二千三百六十一人、五百九軒について、居酒屋二十二軒、約二十三軒百七人につき一軒の割となる。髮結は二百六十二人強について一人、湯屋は四百人足らずに一軒である。なほその他の村々についても、個々にこれをみれば、いろいろな特殊事情も存し、一概に農村といへないかも知れない。前に農村の例から除いた三拜川岸は名稱の如く川岸であり、十五軒のうち十一軒は舟筏乗渡世であり、四軒は第二表に示すが如く二軒居酒屋、その他は荒物・小切物賣渡世と河岸間屋とである。かうした種類のものが他にあるかも知れないが、その他の商賣が不明なものが多いから判明しない。その他の職業の解つてゐるものについて検討してみると、(四〇)神間村、(四一)大畔新田、(四二)横會根古新田の三村であるが、神間村は水油・豆腐農具といふやうなものであり、大畔新田は「農間商に隣村駒木諏訪江毎月二十三日出商を仕候者」とあり、さして問題とするに足りない。たゞ横會根古新田にあつては、菓子屋一軒、肴賣渡世九軒、豆腐屋一軒、くだもの屋一軒、大工二人であり、肴賣渡世の者が九軒もあることは注意に値ひする。元來この村は鬼怒川流域にあるために、半ば漁業を営む者も多かつたのであらうと思はれるが、詳細は不明である。

かういふ風に細かい點をみていくと、概括的に論斷し難くなる。概していへば小村には農間渡世者は少ないといへる。(二〇)新右衛門新田、(二二)笹丸村の如きは一人もゐない。だが他方(九)加田屋新田の如きは純粹農は一人もゐない。これは新右衛門新田とは對蹠的であるが、恐らくその新田成立の過程が兩者相異なるためではなからうか。しかし全體としてみて文政度においてすでに農村には副業として又は專業として多くの違つた職業の發生してゐたことが認められよう。それがために當局がこの調査をなしたことは明かであるが、政府の目指す職業と農村に増加した職業とはかなりの相違があるやうである。如何なる職業が増加したかはこの調査では明かにされてゐな

いが、當局の掲げた職業のうち大小拵研屋及び腰物類賣買の如きは、上述の村々には皆無である。何故に特にこれらの商賣を取締る必要があつたのか不明であるが、幕末の社會的不安に對應する處置と考へられないこともない。又それらが武士の要具であるといふ見地から敢て調べたともいへるが、何れにしても農村等においてそれらの職業が成り立ち得るやうな事情が存してゐたとは思はれない。もし農民の奢侈・生活向上を取締る目的を有してゐたとするならば、もつと他の職業を擧げる方が實情に即してゐたと思はれる。

居酒屋・髮結・湯屋の調査の結果は農村生活において居酒屋が如何に重要な地位を占めてゐたかを示すものである。これに反して湯屋は一般農村では全く問題とならない。湯屋や髮結がその必要の程度を示してゐるのは宿驛的村落であるか、又はその地方の中心的村落かである。居酒屋の分布の廣いことは飲酒が如何に一般人にとつて一日の勞苦の恢復に役立つてゐたかを示すものである。

この調査においてはそれぞれ創業年代を記してゐるが、それに依つても最も古いのは居酒屋である。百二十二年、百十五年といふやうな百年以上に及ぶ者さへある。居酒屋に對する要求は決して新しいものでないといへよう。今十年毎に區切つてその數を調べてみると次ぎの如くなる。

第 三 表

十年以下	十年以上	二十年以上	三十年以上	四十年以上	五十年以上	六十年以上	七十年以上	八十年以上	九十年以上
一一	二〇	一一	七	六	四	二	二	一	二

勿論この數字から何らの結論をも導き出すことは出来ない。古い時代に酒屋が少なく、後世に酒屋が多くなつてゐることも、古い酒屋に轉業又は廢業のあつたことを考へれば、容易に斷言し得ない。たゞ居酒屋が村落にあつて最

も古い營業の一つであつたといふことは、ほど斷定し得ると思ふ。

居酒屋と相並んで村落の重要な職業であつた質屋についてこの調査は何事も語つてゐない。それは質屋の重要性を無視したわけではなく、この調査とは別個に質屋の調査が行なはれたからである。この資料の遺つてゐるものはあまり多くないが、幸ひ前掲大門宿を中心とする村々のものがあつて、ある程度まで明かにすることが出来る。

質屋調査は文政十一年七月に申告されたものと、文政十二年五月になされたものがある。何れにしても、農間商ひ渡世調と相前後して行なはれたものである。質屋營業の創始年代、營業主の名前、身分、種類等の外、文政九、十年二ヶ年の質取高平均、質利息割合等を記し、その營業狀態をほど推察することが出来る。

いふまでもないが、この申告を全面的に信賴することは出来ない。例へば本質屋が送質屋から受取つた總額が、ある一軒の送質屋からその本質屋に送つた分よりも少ないなどといふことは理解出来ない。新築谷村惣右衛門は本質屋である。上野田村伊三郎、膝子村淺右衛門及び與七の三人から送質を受けてゐる。惣右衛門の届出に依れば、受けた質の總額は金五十七兩と錢百七十四貫五百文であるといふ。ところが膝子村の與七の分をみると、惣右衛門に送つた質高が九十三兩一分二朱となつてゐる。何れか虚偽の申告をなしてゐるとみななければならぬ。かうした點については今日の調査などでも信賴し得ないことで、必ずしもこの時代の人々のみを攻撃するわけにはいかない。兎に角この「村々質屋書上帳」に依つてある程度まで農村金融機關の一斑を知ることが出来る。しかしそれらについては、後に質屋を一纏めにして論ずる方が便利であるから、こゝでは單に前記の調査の結果を表記するに止めらる。左表のうち番號は第一表使用のものである。



幕末農間渡世調査の意義

第四表

村名	身分	名前	年數	種類	質取高	預り又は送り高
一新築谷村	奥頭	惣右衛門	三十年前	本質屋	金百八十四兩二分	内金五十七兩
四寺山村	名主	伊右衛門	十三年前	本質屋	金二百七十七兩一分	内金二十七貫五百文
六膝子村	百姓	與七	七年前	送質屋	金二百三十七貫六分三十八文	内金八十七兩
七片柳村	百姓	半右衛門	三十七年前	送質屋	金二百四十四貫九百文	内金九十三兩一分二朱
同	同	彌平次	十二年前		金八十四兩一分	
二二 中野村	組頭	徳右衛門	十年		金八十六兩	
二三 大門宿	百姓	源右衛門	六十三年前		金八十五貫八百文	
同	同	藤吉	三十六年前	送質屋	金二百六十四兩一分	内金百七十一兩三分
同	年寄	平七	十九年前		金二百九十二貫七百文	内金百十貫六百文
同	同	嘉兵衛	十三年前		金二百三十八貫九百文	内金五十一兩一分
同	百姓	嘉兵衛	十三年前		金六十兩二朱	
二七 大崎村	同	喜右衛門	十三年前	送質屋	金九十三貫八百文	
同	同	儀兵衛	十五年前	同	金九兩三分二朱	
					金十五貫七百四十八文	
					金三兩二朱	
					金十二貫九百五十七文	

一四 (五七六)

二八 辻村	同	傳藏	五年前	本質屋	金五十五兩三分	内金三十五兩
二九 戸塚村	名主	門次郎	二十七年前		金五十五貫八百五十九文	
同	百姓	次兵衛	十一年前	送質屋	金八十九貫二百文	
三一 北原村	年寄	勝右衛門	十五年前	本質屋	金五十一兩二分二朱余	全部
同	百姓	権次郎	三十二年前		金三十二貫九百文	
三五 小林村	年寄	三郎兵衛	八十年	本質屋	金八十八兩一分一朱	全部?
同	百姓	五兵衛	不明	送質屋	金五十五兩二朱	
					金八十六貫七百文	
					金八十二兩三分一朱	内金三十六兩二朱
					金十八貫八百文	内金四貫百文
					金三十六兩二朱	全部
					金四貫百文	

この質屋調査には元質送質の利がそれぞれ記載してある。二二記してないものもあるが、大部分記してある。それに従ふと金は一兩につき一ヶ月元質の取分は百三十二文・百十六文・百文の三種があり、銭には百文につき同じく一ヶ月三文・二文五分・二文の三種がある。金の方が百三十二文の時、多くは銭も高く三文であるが、必ずしも常にさうとは限らない。金一兩で百文であるに拘らず、銭は最高の三文をとつてゐる質屋もある。金については百三十二文といふのが最も多く八軒、百十六文が六軒、百文が三軒である。銭の方は三文といふのが最も多く九軒、二文五分が七軒、二文といふのはたゞ一軒よりない。

送質屋が元質屋から受ける利分はさらに區々である。金一兩につき百文(一軒)、八十文(一軒)、七十二文(一軒)、四十八文(六軒)、三十二文(二軒)、十六文(一軒)、銭百文につき二文(一軒)、一文五分(九軒)、一文(二軒)といふ状態である。この場合も金の方が高いから銭の方も高いといふやうにはなつてゐない。送質屋の分け前が區々であ

るのは恐らく元質屋との個人的契約に基づくためではなからうか。

この質物利息は少し一般より高いのではないかとも思はれるが、なほ多くの資料を調査してみなければ解らない。これよりも後の時期ではあるが、天保十五年十二月の武藏國入間郡毛呂本郷寄場の質屋定書には金一兩一ヶ月につき八十文、金二朱につき十文、錢百文につき二文となつてゐる。これに比較すれば少しく高い。なほ質屋關係の文書は少なからず存してゐるから、他日の機會に多くの資料を照合して斷定を下したいと思ふ。今はたゞ事實を記すに止める。

## 三

天保度の調査は何回か行なはれたらしい。天保九年・十二年・十四年の三回の日付の存してゐるのをみる。このうち十二年と十四年とは調査の形式は頗る類似してゐるが、九年の分はかなり違つてゐる。天保九年の調査は明かに文政十年の調査に準じてなされてゐる。文政度に調査した分を掲げ、その後新たに商賣を営むやうになつた者を別記してゐる。かつその職業の種類も著しく増加し、文政度の居酒・大小拵研屋・髮結・湯屋・煮賣・腰物賣の外に、穀商賣・呉服太物商賣・料理茶屋・干菓子・蒸菓子・蒲焼・小間物類・荒物類・鮮・袋物・饅屋・籠甲細工・唐物類・女髮結・琴・三味線師・下駄足駄傘・拵金物之類・藥種・音曲遊藝指南・武藝師範之もの並稽古いたし候者・諸職人之類・瀬戸物商賣・古著屋・古鐵紙屑買・菓子卸・菓子折師などが擧げられてゐる。申告書に依つて二三の出入はあるが、大體これらの職名が列擧されてゐる。勿論農村などにこれらの職業の殆ど大部分があるべき筈がないから、何れも「無御座候」と記されてゐるに過ぎない。

この天保九年の調査の分はあまり手もとになく、僅かに下總葛飾郡大畔新田と同國海上郡平松村との二つあるば

かりであるが、かうした列擧法を採つたために、それに入らない職業をどうするかについて、かなり區々であつたことは容易に想像される。大畔新田については文政度の調査(四二)もあり、そこには農間渡世者二人を掲げ、一人は居酒屋であり、他の一人は行商であり、正式の届出には後者を消したと思はれることを前に指摘して置いた。天保九年の申告には居酒一軒のみを記し、この分は全然記してゐない。本當になくなつたのか、該當すべき職名がないので省略したのかどうか不明である。

平松村の方はこれに反して同一人でいくつも兼業してゐたり、又ある職業の一部だけをなしてゐる場合である。又職名の有する概念の相違に依つて困却した例になる。穀商賣といへば江戸時代には相當大家がこれに従事してゐる例が多い。然るに今小體に穀物を取扱つてゐる者があるとすれば、それは大家と間違はれては困る。そこで「圍持候義には無御座、搦賣のみに御座候」と斷はらざるを得ない。しかも穀商賣の外に小間物荒物などの賣買をも兼業してゐるために、右同人といふやうに記してゐる。又他方下駄足駄は作つてゐるが傘は作つてゐないといふやうな例も起つてゐる。かうした點において職名の列擧が委しくなればなるほど一層記載の方式が困難になり、不正確な申告も少なくなかつたと思ふ。文政十年の調査の缺點がこの場合に一層強くなつてゐるやうである。

このことは同じ村について次ぎの天保十四年の調査と比較すれば一層明瞭となる。天保六年において農間商ひ渡世が六軒であつたのが、十四年には九軒に増加してゐる。これは八年間に増大したとみられぬこともないが、同一人の商賣物を比較してみると、次ぎのやうな差異がある。天保九年に下駄足駄拵に入れてゐる與吉は十四年には味噌眞木商になつてゐる。これは下駄を作らなくなつたのではなくて、元來本職は味噌眞木商だが、天保九年にはそれをに入れる職名がなかつたためであらう。今一々それらを對比する煩雜さはこれを避けるが、天保十四年の調査の

やうに、各自の商賣をそれぞれ記載させた方が、勿論それに伴ふ缺陷のあることは免れないが、より真相に近いものを知り得る。例へば天保九年の分に佐兵衛なる者は質屋・穀商賣・小間物荒物と別々に記載されてゐるが、十四年の分には造醬油質屋荒物と一つに記入してあるため、質屋とか穀商賣とかいふのが、どんな程度で、どんな種類のものであつたかをより容易に推定し得るのである。

従つて材料も少ないためでもあるが、こゝでは天保九年の分は暫く除いて、天保十四年の分について以下検討してみようと思ふ。

天保十四年の外に天保十二年八月の分がたゞ一つあるが、それは武藏國埼玉郡古新田(八條領)のものである。直接領主の尋問に應じたもので、前に指摘したやうに十四年の分に類似してゐるので、これを包含すると、六十一箇村の分が以下の資料である。暫く調査期日を見無視して、文政度の調査の存する分について農間渡世者数のみを比較して第五表を作る。尙れも天保十四年六月の調査である。第二表参照。

第五表

村名	文政十年		天保十四年		
	村名	人数	村名	人数	
一新染谷村	七(二)	五	六膝子村	一九(五)	一一
二代山村	一一(一)	七	七片柳村	四三(六)	一三
三上野田村	一一(一)	九	八山村	一一(三)	二
四寺山村	四(二)	六	九加田屋新田	一一(一)	一
五高畑村	一一(一)	三	一〇新井村	八(二)	五

一一 風波野村	三三(七)	七	二一 笹丸村	〇〇(〇)	二
一二 門前村	六(一)	四	二二 中野村	一一(一)	三
一三 新堤村	七(一)	二	二四 下野田村	八(二)	二
一四 大谷村	一九(五)	一一	二五 玄蕃新田	五(〇)	二
一五 蓮沼村	三(三)	五	二六 中野田村	六(一)	六
一六 中川村	二(〇)	八	二七 大崎村	一一(一)	四
一七 御蔵村	三(一)	五	二八 辻村	一三(三)	七
一八 染谷村	四(四)	一〇	二九 戸塚村	五五(五)	一一
一九 中丸村	六(二)	六	三一 北原村	七(〇)	二
二〇 新右衛門新田	〇(〇)	一	三四 間宮村	八(二)	二

元來文政十年の調査と天保十四年の調査とは調査の基準を異にするものであるから、假令同一地域について行なはれたとしても、比較にならないのは當然である。それにしても第五表に現れた兩者の差異にはあまりにも甚しいものがある。文政十年の農間商ひ並諸職人類渡世の概念と天保十四年の農間諸商賣の概念との間にかなり違つたものがある。單に諸職人類を含まないといふだけではない。例へば二九の戸塚村の例をみても、文政度に五十五軒もあつたのに、天保度には十二軒となつてゐる。しかも前者に居酒渡世三軒、髮結二人の名前が擧げられてゐるのに、後者には髮結のないことは職人として除去したものとみてもよいが、居酒にも榊酒にも酒關係が一軒も見當らない。兩者に共通に名前を發見し得るのは、文政度に居酒渡世として掲げられた次兵衛といふ者だけである。しかもその

商賣は「菓子・多葉粉・草履・草鞋商」となつてゐる。

勿論中には表面上穩當な數字を示してゐるものもある。例へば四・八・九・一三・一五・一六・一七・一八・一九・二〇・二一・二二等である。しかしその場合でも居酒屋は全くなくなり、酒に關しては酒造縁が掲げられてゐる。他の地方の同じ天保十四年の調査には酒造の外に榊酒があげられてゐるのに、この一群の村々ではたゞ二軒造酒を兼て榊酒をしてゐる例があるだけである。一體これは何を意味するのであらう。

もし資料に對して何らの批判も加へないで、右の數字のみから判断すれば次ぎのやうにいへるだらう。文政度以降天保に至る幕府の奢侈禁止、商業抑壓が大いに功を奏して、居酒屋の減少を始めとして商ひ店の顯著な減少を示す村が多かつたと。果たしてさうであつたらうか。

第一に農間商ひの意義を文政度において間違つて廣汎に解して、所謂農間縁ぎに類する者をも掲げたと思はれる村がある。さもなければ僅か十六年間に三十三軒が七軒に減じたり、五十五軒が十一軒になつたりしたとは考へ難い。これに反して天保度には商賣屋の概念が數次の調査でほど一般に明かになつて來た。これがために天保度の方が數字が少なくなつたと想定されよう。

第二に文政度の調査は居酒屋とか湯屋とか髮結とかいふ特殊の職業を排撃することを目標とするものであつたらう。一般の商業の方はむしろ隠さないで微細のものまで算へ上げた。ところが天保度の方は一般的商業をも詳細に報告させ、殊にそれらを排撃する傾向が極めて強くなつてゐたから、少しくらゐる商賣をしてゐるやうな者は一切書上げない方が安全だと考へたと推定される。

かくして天保度の方が文政度より數字が低くなつたものと解釋し得るが、居酒屋が特になくなつてゐる理由は

解らない、たゞかういふことがいへる。文政度においては特に居酒屋世を項目に掲げて調査した結果、少しでも酒を賣つてゐる者は皆こゝに記した。しかしそれなら文政度の居酒屋世者が天保度に何か他の主とせる職名の下に現れて來なければならぬ。今兩者を比較すると、天保度に居酒屋世として示されてゐる三十九軒のうち九軒だけ他の職業を以つて出てゐるが、二十七軒は全然現れず、三軒は酒に關係ある酒造・升賣の職名の下に示されてゐる。十六年の間に死亡した者もあらうし、改名した者もあらうから、事實何らかの職業を續けてゐる者が二十七軒のうちにあるかも知れないが、今は明かになし得ない。何れにしても少し多過ぎるやうである。その變更された商賣をみると、沓・草履・草鞋商が最も多く、菓子・豆腐・醬油などこれに次ぐ。恐らく文政度においてもそれらの品物を賣る傍ら酒を賣つてゐたのであらう。それにしても酒を販賣品目から特に忌避したやうに思はれる節があるが、その理由は全然解らない。

元來天保十四年の調査ではその以前の方法与異なり、販賣品目を列擧してゐる。従つて村の店の狀況を知り得る點は前述の如く有利であるが、これを分類するには甚だ困難を感じる。例へば草履・草鞋を賣る家には、それと一緒に菓子を賣る家もあれば、菓子・酢・醬油を賣る者もある。材木・豆腐・油揚・あらもの・菓子と列擧してゐる家の如きは、材木屋か、豆腐屋か、荒物屋か、菓子屋か、その何れに分類すべきか甚だ迷ふ。かく雑多なものを賣るところにこの頃の村の商賣屋の特徴がみられる。

上述の三十箇村以外に、武藏國高麗郡に屬する二十四箇村の調査がある。下直竹村・上畑村・中藤村上郷・同中郷・同下郷・上直竹村上分・同下分・南小曾木村・北小曾木村・富岡村・下名栗村上組・同下組・上赤工村・下赤工村・原市場村・唐竹村・赤澤村・下畑村・上成木村上分・同下分・下成木村上分・同下分・曲竹村・菊生村のそれである。このうち曲

竹村は商ひ渡世の者がないので、残り二十三箇村について、本誌第三十四卷第八號二十一頁に商賣を質屋・酒造以下二十四に分類して統計を作つたが、それとても、完全に分類し得たわけではない。そこでこゝでは兼業に無關係に販賣品目に依つて分けてみようと思ふ。

以上の村々の外、武藏國埼玉郡古新田、下總國千葉郡扁田村、同國海上郡飯岡村・下永井村・横根村・平松村・行内村の七箇村を加へ、六十一箇の調査を資料とする。

江戸時代は特に地方色が濃厚である。以上の村々を一括して述べることは時に無意味に近い。殊にこの場合最後の五ヶ村は漁村であり、他とは異なつた事情にある。かつ同じ年同じ趣旨の調査であるにも拘らず、地方に依つて多少ともその標準や解釋が異なる。故に以下先づ三つの集團と二個の獨立村と五つに分けて表を作成してみる。

第六表 (括弧内は専業としてその職業を営むもの)

職名	(1)足立郡三十箇村	(2)埼玉郡古新田	(3)高麗郡二十四箇村	(4)千葉郡扁田村	(5)海上郡五箇村
(一)質屋	一七(一)	〇	一(六)	一(一)	一(三)
(二)穀屋	〇	〇	二八(一五)	〇	三(一)
搗米	〇	〇	〇	〇	一三(四)
豆腐油揚	一〇(二)	〇	一〇(七)	〇	〇
醬油	九(一)	二	一四(一)	〇	二
酢	一	二	〇	〇	〇
魚屋	一(一)	〇	三(一)	〇	〇
鹽	〇	一	一	〇	〇

青物(野菜)	〇	〇	四(一)	〇	一
味噌	〇	〇	〇	〇	二
味噌(酒造)	〇	〇	〇	〇	一
(三)酒屋	七(六)	二	三〇(九)	〇	三三(一七)
菓子(餡菓子等)	九(三七)	三(一)	一〇(五)	一	六(六)
煙草	一〇(一)	〇	三(一)	〇	一(一)
煮賣(一膳飯)	〇	〇	〇	〇	四(三)
蕎麥屋	〇	〇	〇	〇	四(四)
(四)木綿織	一	〇	〇	〇	〇
糸(綿打綿)	五(二)	〇	綿四(二)	〇	三
紺屋	七(七)	〇	糸四(二)	〇	〇
足袋屋	一(一)	〇	〇	〇	一
太物商(反物商)	一	〇	四(二)	〇	〇
絹物	〇	〇	一	〇	〇
木綿小切	一	〇	〇	〇	〇
(五)傘	〇	〇	一(一)	〇	〇
足駄・下駄	一	〇	〇	〇	〇

幕末農間渡世調査の意義

二四 (五八六)

名 職	(1) 足立郡三十箇村	(2) 埼玉郡古新田	(3) 高麗郡二十四箇村	(4) 千葉郡扇田村	(5) 海上郡五箇村
草 履	二九	二	二	三(四一六)	〇
草 鞋	四一	二	〇	〇	〇
香 物	二五	〇	〇	〇	〇
荒 物	一一(三)	〇	二(二(四))	〇	一六(四)
薪 (柴炭)	一	〇	一	〇	一
蠟 燭	四	〇	〇	〇	〇
水 油(魚油)	〇	〇	〇	一(一)	〇
線 香・抹 香	〇	一	〇	〇	〇
筆 墨	一	〇	一	〇	〇
き せ る	〇	〇	一	〇	〇
紙 類(紙漉)	一三(一)	〇	七	〇	〇
藥 種	〇	〇	〇	〇	〇
渡 屋	一(一)	〇	〇	〇	〇
鍋 材	〇	〇	〇	〇	〇
木(板)	二	〇	〇	〇	一(一)
古 鐵 買(紙屑)	一(一)	〇	三(三)	〇	一
古 著 屋	〇	〇	四(四)	〇	一

(八) 種 物 類	種 物 類	〇	〇	〇	〇
絞 油	三(三)	〇	〇	〇	〇
鍛 冶 屋	三(三)	〇	〇	〇	〇
粉 干 綱	一	〇	〇	四(一)	〇
水 車	〇	〇	〇	〇	〇
船 具	〇	〇	〇	〇	五
農 具	〇	〇	〇	〇	七
宿 屋	〇	〇	〇	〇	三(三)
髪 結	〇	〇	〇	〇	七(七)
湯 屋	〇	〇	〇	〇	三(三)
大 工	〇	〇	〇	〇	〇
木 挽	〇	〇	〇	二	〇

以上の類別に依つて氣のつくことは、その職業の著しく片よつてゐることである。これは一つは商品目のあげ方が嚴密でないことにも原因する。例へば鹽味噌の如き重要商品が(1)群に全くなかつたり、香のやうなもの(1)群のみあつて、他に記載されてゐないが如きである。又(九)に掲げた諸項目が(5)又は(4)にのみ存するもの、單にその特殊性からばかりでなく、記載項目の區々であつたためであらう。しかしそれにしても例へば菓子商が(1)に特に多いこと、船具農具が(5)にのみ存することなどは特に注意すべきであらう。

さらにこのことを各村について考察する時、一層顯著なもののみをみる。一々表示することは煩雜であるから、これ

二五 (五八七)

を省略するが、Iに属する戸塚村は商賣屋十一軒がすべて菓子商である。煙草・草履・草鞋賣を兼業する二軒を除けばすべて菓子専業である。こゝにいふ菓子が所謂駄菓子であつて、草履などを賣つてゐる小店で傍ら販賣する者の數の多いことは敢て驚くに足りないが、假令駄菓子にもせよ、そのみを賣る店の多いことは注目し得る。従つて同じ菓子商にも分業が出來、菓子種を賣る者、卸のみをする者、出商ひをする者などを生じてゐる。

(3) に属する下直竹村には古鐵紙屑買が三軒まで集つてゐる。赤澤村には豆腐屋が四軒ある。南小曾木村には穀物商ひ、酒升賣が四軒づゝある。

このことは同一職業が同一地域に集まる傾向の存することを示すと共に、明かにそれらが村内だけの需要に應ずるものでなく、廣くその地方に販路を有するものであつて、この時代の農村の貨幣化を示唆するものといつてよいであらう。

これらの商賣を經營する者は農間とはいへ、中には多數の雇人を使用する者もあり、耕作よりもこの方が專業となつてゐる者も少なくない。従つて彼等が村の重要な役目をもつやうになることも不思議ではない。しかし時代は農業尊重、百姓を重視する傾向の強かつた時であるから、表向隠居や悍に營業させ、自分は百姓として村役人を勤めてゐる者もある。(5)群に屬する五箇村は特殊のものであり、商賣屋はすべて地借・店借が經營してゐるので、暫くこれを除き、他の五十六箇村についてみると、勿論最も多いのは百姓又は地借の身分の者である。商賣屋三百二十二軒のうち二百七十四軒まで彼等の營むところである。村役人又は村役人關係者の營む分は四十八軒である。即ち元名主一名、名主十四名、年寄二名、年寄伯父一名、與頭二十五名、百姓代四名、長百姓一名がその内譯である。五十六箇村の村役人の數が假りに二百人とすれば、約その四分の一が商賣に従事してゐるといふことは決して少し

といひ得ない。

藤田幽谷がその著「勸農或問」の下卷に、次ぎの如くいつてゐるのを思ひ出す。

「郷中にも少々商賣なくして叶はざる所は、商人幾人と極め、人別帳にも御百姓とは別にして、帳の末へ記させ、此商人は何程富たりとも、田地を取に限りて、百姓一軒前の半分とか、三分一・四分一ならでは持たすことを禁じ、いかに著姓舊族たりとも、既に商人と定る上は、小百姓の下座と定めて是を辱しむべし、其商賣の品物も民間に有無を通ずる物ばかりをゆるし、珠玉玩好の類凡民間不相應の雜物はかく是を停止し、露顯に於ては没すべし、村の役儀より初て、人才により吏胥などに仕進する事は、御百姓よりは取上げ、商人分は遠慮ある時は、農人大に勢を得べし」

これを前述の事實と照合してみると、多大の興趣を覺える。これらの村役人の營んだ商賣は勿論幽谷のいふやうな珠玉玩好の類を商ふ者ではない。多くいろいろな種類に及び、草履草鞋の類を賣る者も少なくない。しかしそのうち最も多いのが酒造で十一軒、これにつぐものは質屋で九軒、他に太物商を兼る質屋が一軒あり、合せて十軒、第三位を占めるのが穀屋で四軒、他に水車と穀物兼業一軒、荒物と兼業一軒、反物と兼業一軒、合せて七軒となる。酒造・質屋・穀屋が村内でも比較的富有なことは一般である。

以上の議論は大體上記の記録に現れたところをそのまま信じて説明したのであるが、事實はそれより遙かに大きい數字をあげ得るのではないかと思ふ。例へば前に述べたやうに上記の記録では足立郡戸塚村は農間商ひとして菓子商及びその兼業者十一軒だけより記してゐないが、天保九年の「質屋渡世名前書上帳」をみると、同村に質屋渡世が六軒存するのを見る。その外質屋の記載してゐない村に何れも質屋がある。九年から十四年までの五箇年間にそ

れらが、なくなつてしまつたとは考へられない。さらに戸塚村では嘉永五年の名前書に再び五軒の質屋がある。なくなつたものが九年の後に復活したとも考へられない。要するにその理由は明かでないが、ある村については質屋を書き上げなかつたのである。このことは前にも疑問視した居酒屋の場合と同様、農間商ひの数が著しく少な目に報告されてゐるといふ事實を否定し得ない。毎度のことではあるが、文書の信すべからざることを強調せざるを得ないのである。歴史は文書記録に據つて過去の事實を鮮明ならしむるのであるが、そこに記されてゐることを、そのままに鵜呑にすることは最も危険である。質屋については最後に説明する。

## 四

天保の緊縮政策の失敗後の幕府はすでに情力的存在であるといつてもよい。さうした傾向は農間渡世の者の調査にも現れてゐる。最早天保度に行なはれたやうな總括的調査は實施し得なくなつたのではなからうか。形式は以前より調つて来たといへないこともないが、その残存せる資料をみると、かなり區々であり、年代も一樣でない。各村々で個々に農間商人や職人の調査を命ぜられるに従つて書き上げてゐるといふ風がある。

勿論このことは私の蒐集し得た資料が極めて乏しいといふことも、その原因の一つであらう。今利用し得るものは、上總國市原郡不入斗村(嘉永六年)下總國千葉郡坂尾村(安政二年)の二つと、年代不詳午年の武藏國足立郡柳崎村の農間渡世者調とに過ぎない。かうしたものゝ残存してゐることは、天保以後においてもこの種の調査が時折行なはれたことを示すものである。

思ふに、この頃になると、全般的な緊縮政策よりも、幕末期の物價騰貴から生じた賃銀引下げの方に注意が向けられてゐたのではなからうか。勿論諸職人の賃銀に對する當局の關心はその以前から相當強かつた。しかし天保以

後それが一層甚だしくなつたことは、その頃以後の「諸職人連印帳」といつたものが多く遺つてゐることからも推測されよう。上記の不入斗村の分も、農間商ひのものではなくして、農間職人書上である。

この不入斗村の分は先に文政十年九月の調査(三三六)を掲げた。それに據ると家數百二十六軒のうち百二十四軒は農業のみを營むものとされ、残り二軒だけが居酒屋渡世とされてゐる。然るに嘉永六年の書上に従ふと甚だ多くの職人がゐることになつてゐる。この村は本村の外に深城・永藤・迎田の三部落を合せ、相當大きい村であるが、それらを合せて大工職二人、木挽職五人、屋根屋十五人、土方三人、桶屋二人、綿打二人、合計二十九人の職人を書上げてゐる。文政度の調査が前述の如くある特殊の職業を目的としたものであるために、これらの職人はすべて農耕渡世と勘定したのであらう。勿論彼等の多くは耕作に従事してゐたらうから、これを農業一流とすることは偽ではないが、何れが片手間の仕事であつたか疑問の者も多分にあらう。

坂尾村の分は他に資料がないから比較することは出来ない。質屋が二軒、油絞、油小賣、綿打、桶屋、屋根屋各一軒づつ。家數百二十六軒のうち、農間渡世の者七軒となつてゐる。最も平凡な農村の型に屬するものであらう。柳崎村の分は單に午年とあるために、明治三年のものかとも考へられるが、その形式が明治以後の商人取調のそれと著しく異なる。その點からみると、幕末のものとも考へられる。この村の天保九年の「村差出明細帳」に従ふと、高百七十四石三斗一升四合、家數二十七軒の小村であるが、今この農間渡世調には、機屋二軒、紺屋四軒、内三軒は機屋を兼る、笹職一軒、下駄職一軒、漆職一軒、木挽職二軒、雜渡世二軒を算へてゐる。假りに家數の増加をみないとすれば、二十七軒のうちの半數十三軒が何らかの副業を有してゐたことになる。明細帳に現れた農業の間男女の稼、一男は細漙、女は木綿糸取申候」といふ記事だから判断するのは、かなりの隔りがあるといはなければ



ならない。序でに村役人にして副業を有する者をみると、組頭にして機屋をなす者一人、百姓代にして雑渡世をする者一人、合せて二人である。

以上嘉永安政度の分は頗る乏しいが、農業以外の職業に従事する者が農村にも漸次に増加してゐたことは明かであらう。このことはやがて職業の自由が認められた明治になつてからの調査、例へば明治五年の「商人取調書上帳」や明治七年の「職分總計」などを照合すると一層明かになる。それらの比較を一々こゝに詳論することは出来ないが、武藏國横見郡江川新田について一例を挙げよう。實際は天保度又は文政度の農間渡世調の存する村方で、明治以降の調査が遺つてゐると、最も好都合なのであるが、残念ながら今一つも存してゐない。致方がないので、明治以前の明細帳のある村方で、明治以後の統計の存するものとして江川新田を得たのである。江川新田の明細帳は天保八年、嘉永六年の二つの明細帳が存してゐる。農間渡世に關しては「農業の間、男は建織、女は木綿糸を取、又は布晒稼仕候」とあるのみで、特に記述してゐない。又村の概況としては「村柄之儀は當郡之内大圍堤外、荒川附、極低、場末村にて、年々水干損不違、殊に出水之度毎、家居床上迄水押上候故、甚た難儀困窮仕、漸日々經營送るのみに御座候」とある。どうしても窮乏の農村を思はせるのである。村高は僅か百七十四斗三升八合であり、戸數二十五軒といふ小村で、田はなく、畑ばかりの土地柄であるから、何らかの副業の存することを想像させないこともないが、大體明細帳からだけでは困難である。

この村の明治五年の書上をみると、その「職人名前書上」に大工職一人、木挽職一人、綿打職一人、杓取職一人合計四人をあげてゐる。但しこのうち綿打は後から抹消してゐる。その理由は解らない。同じ年の「商人取調書上帳」をみると、雜穀仲買一人、藍葉仲買一人、小賣酒二人、古鐵買一人、合計五人を掲げてゐる。このうち小賣酒は前

掲の大工と同一人であるから、八軒の者がかうした副業をもつてゐることになる。明治三年にこの村は二十七軒の戸數を有してゐたから、先づ三分の一足らずの者がかうした職業に従事してゐたことになる。

これらの職業をみると、必ずしも明治になつてから生じたのではなく、幕末頃からの種の職業に従事する者が次第に増加して來たとみてよからう。なほこの種の例はいくつかあげることが出来るが、こゝでは割愛して置く。

##### 五

最後に農村金融に最も重要な役割をもつた質屋渡世について少しく記述して本論を終りたいと思ふ。農村における質屋はすでに述べたやうに極めて小規模のものである。比較的裕福な者が村役人などをしつゝ、傍ら質屋をなす者もあるが、送質屋の如きは荒物屋や草履・草鞋などを賣つてゐる小商の副業として營む者が多い。先に文政度の質屋調べにおいてみらるゝやうに、その質高も極めて僅かなものであつた。しかしさうした小額の融通に苦んでゐた百姓達にとつて、質屋の存在は缺くべからざるものであつたのである。

第四表に掲げた文政度の質屋調査と同じ地方の質屋調査が、繁簡の差はあるが、天保九年、嘉永五年、安政二年の三回分遺つてゐる。天保九年の分は前述の農間渡世者調と併行してなされたものであり、文政十年のものほど詳細ではないが、創始年代、送質の有無なども記され、文政十年の調査に書出したかどうかをも記し、その後新規の者はこれと區別して書いてある。質取高の記してないことは甚だ遺憾である。嘉永五年の分は最も簡單で、單に名前を羅列したのみであるが、これは後に述べるやうにこの年に質屋改めがあり、その際に控に質屋仲間名前書を作つたものと推定される。安政二年の分は同じく質屋改めに際して認められたものであるが、一つは「質屋渡世議定連印帳」であり、他は「質屋渡世名前書上帳」である。後者には持高・創始年月なども記してある。

以上の資料に依つて文政十年・天保九年・嘉永二年・安政二年の四期間二十八年間におけるこの地方の質屋仲間の變遷を表示してみると、大體次ぎの如き結果が得られる。

第七表 (本は本質屋、送は送質屋)

一新染谷村	文政十一年	天保九年	嘉永五年	安政二年
三十年前 惣右衛門本	四十年前 惣左衛門本	嘉永五年	安政二年	安永五年より 宗右衛門
二代山村	六年前 武左衛門送	柳藏	天保八年より 柳藏	
三上野田村	十年前 伊三郎送	新藏	文政四巳年より 銀藏	
	八年前 斧右衛門送			
	去酉年より 要藏送			
四寺山村	十三年前 伊右衛門本	伊右衛門	文化十一年より 伊右衛門	
	廿三年前 伊右衛門本	平右衛門	天保十亥年より 平右衛門	
五高畑村	五年前 次右衛門送			
	八年前 所右衛門送			

六隣子村	七年前 與七送	十七年前 與七郎	天保九戌年より 文次郎
		當戊正月より 友次郎	嘉永五年より 徳次郎
七片柳村	三十七年前 半右衛門	四十七年前 半右衛門	嘉永五年より 源八
	十二年前 彌平次	二十二年 彌平次	嘉永五年 權兵衛
		去酉年より 太右衛門送	天保八酉年より 太右衛門
			嘉永五年より 多左衛門
			嘉永五子月より 藤右衛門
			嘉永五年より 喜兵衛
			嘉永六丑年より 安兵衛
八山村		西山村 喜右衛門	源八前掲の者 源八同一人か
一〇新井村		彦兵衛	喜永元子年より 彦兵衛

文政十一年

天保九年

嘉永五年

安政二年

一二 門前村

四年以前未年より  
貞次送  
十二年前亥年より  
藏

熊五郎

嘉永五年より  
熊五郎

一三 新堤村

二十年前卯年より  
平藏

八郎次

嘉永五年より  
七郎兵衛

一四 大谷村

三年前申年より  
惣次郎送  
四年前未年より  
伊右衛門送  
去酉年より  
庄左衛門

清次郎

嘉永五年より  
清次郎

一五 蓮沼村

四年前未年より  
平右衛門  
三年前申年より  
文左衛門  
五年前午年より  
伊左衛門送

多左衛門

天保六年より  
平吉  
天保十亥年より  
文左衛門  
嘉永五年より  
六右衛門  
嘉永六年より  
繁次郎  
嘉永元寅年より  
總右衛門

一六 中川村

去酉年より  
總右衛門

藤次郎

嘉永六丑年より  
藤次郎

一七 御倉村

五十年前酉年より  
孫市送  
十五年前申年より  
嘉右衛門送  
去酉年より  
喜内  
七年前辰年より  
重右衛門送

清左衛門

文化三寅年より  
清右衛門  
文政九戌年より  
重左衛門  
天保九酉年より  
藤左衛門  
嘉永五年より  
喜平次  
喜市

一八 染谷村

二十一年前寅年より  
晉右衛門送  
二十七年前申年より  
利右衛門送  
三十年前巳年より  
德右衛門  
十六年前未年より  
政右衛門送  
七年前辰年より  
幸藏送  
三年前申年より  
武右衛門送  
七十三年前戌年より  
源右衛門本

喜平次

嘉永六丑年より  
喜平次

一九 中丸村

二十一年前寅年より  
晉右衛門送  
二十七年前申年より  
利右衛門送  
三十年前巳年より  
德右衛門  
十六年前未年より  
政右衛門送  
七年前辰年より  
幸藏送  
三年前申年より  
武右衛門送  
七十三年前戌年より  
源右衛門本

次右衛門

嘉永五年より  
治右衛門

二〇 中野村

二十一年前寅年より  
晉右衛門送  
二十七年前申年より  
利右衛門送  
三十年前巳年より  
德右衛門  
十六年前未年より  
政右衛門送  
七年前辰年より  
幸藏送  
三年前申年より  
武右衛門送  
七十三年前戌年より  
源右衛門本

治左衛門

嘉永五年より  
治左衛門

二一 大門宿

二十一年前寅年より  
晉右衛門送  
二十七年前申年より  
利右衛門送  
三十年前巳年より  
德右衛門  
十六年前未年より  
政右衛門送  
七年前辰年より  
幸藏送  
三年前申年より  
武右衛門送  
七十三年前戌年より  
源右衛門本

源右衛門

明和三年より  
嘉左衛門

二四 下野田村	文政十一年	天保九年	嘉永五年	安政二年
二五 玄蕃新田	三十六年前 藤吉送	四十六年前丑年より 藤吉送	榮次郎	寛政五丑年より 藤吉
	十九年前 平七	十年前丑年より 助五郎送	友七	天保九戌年より 友七
	十三年前 嘉兵衛	三年前申年より 佐左衛門元		
		十年前丑年より 佐右衛門送		
		四年前未年より 久太郎送		
		十年前丑年より 三郎右衛門送		
		八年前卯年より 金兵衛		
		五年前午年より 勘左衛門		
二六 中野田村	十三年前 喜右衛門送	七年前辰年より 磯五郎送	磯右衛門	嘉永五子年より 重右衛門
二七 大崎村	十五年前 儀兵衛送	二十四年前亥年より 喜右衛門送	喜右衛門	嘉永五子年より 喜右衛門
		二十五年前戌年より 儀兵衛送	重左衛門	嘉永五子年より 儀左衛門

二八 辻村	五年前 傳藏本	十五年前申年より 喜右衛門	長右衛門	嘉永五子年より 重右衛門
二九 戸塚村	二十七年前 門次郎	四十七年前子年より 門次郎	門次郎	嘉永五子年より 門次郎
	十一年前 兵衛送	五年前午年より 八藏	庄五郎	嘉永五子年より 弘化四未年より 庄次郎
		十二年前亥年より 爲右衛門送	安五郎	嘉永五子年より 安五郎
		九年前寅年より 彌助送	岩右衛門	天保五子年より 岩右衛門
		去酉年より 岩右衛門送		嘉永六丑年より 八
		三年前申年より 市左衛門		
		去酉年より 新右衛門		
三〇 長嶋村	十五年前 勝右衛門本	二十五年前戌年より 勝右衛門	權次郎	安永五申年より 助
三一 北原村	三十二年前 權次郎	四十二年前巳年より 權次郎		

三四間 宮村

合計

一七人

五八人

仲五郎

六〇人 六〇又は六一人

(三五小林村は大門宿寄合中にはいつてゐないから、これを省略する)

この表は大體四冊の記録の示すまゝに記したものであるが、こゝでも亦この種の記録の正確なことを知る。創始年月の如きは殆ど當に出来ないといつてもよい。そのためにこれに依つて同一人であるかどうかを確かめることも出来ず、又名前の書違ひもあるらしく、その繼續を確認し得ないものも少なくない。安政二年の分において嘉永五子年に質屋を始めたと記してゐるものが頗る多いが、例へば(二七)大崎村の喜右衛門の如きは文政度の分から名前が出てゐて、これを同名異人と解し難い。嘉永四年の間屋仲間復興と何らかの關係があるのか、今は明かになし得ない。

文政十一年の調査から天保九年の調査に至る十年間に、質屋の数の増大したことは疑ひないが、右文政度の記録には多分の脱落があるらしく、天保九年の記録中に、「文政十亥年中御改革御調之節書上げた」と明記してゐる者で、文政度の記録に漏れてゐる者がある。即ち(一八)染谷村のうち孫市、嘉右衛門の二人、(一四)大谷村の平藏、以上合計三人は文政度においても存在してゐたと認むべきであらう。さらにもし創始年代を確實とすれば、溯つてその以前の調査時に存在したとみるべきものが、いくつもあるが、右年代が前述の如くあまり信用し得ないので、濫りに修正し得ない事情がある。そこで上記の第七表に僅かの修正を加へて、質屋数を表示すると左の如くなる。

第八表

年代	新	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	合計	平均
新	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
一	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
二	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
三	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
四	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
五	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
六	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
七	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
八	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
九	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
十	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
十一	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
十二	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
十三	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
十四	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
十五	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
十六	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
十七	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
十八	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
十九	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
二十	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	2	1	1	2	0	2	9	0	1	1	1	4	3	1	2	6	2	2	3	1	2	1	4
平均	1.8	1.7	1.7	1.7	0.6	1.7	1.7	1.7	0.6	1.7	1.7	1.7	1.7	0.6	1.7	1.7	1.7	1.7	0.6	1.7	1.7	1.7	0.6

(但し一村平均は記載のない村は零として包含し、大門宿三十四箇村についてである)

この農村において一村平均二軒の質屋の存するに至つたことは、明かに農村における逼迫の程度を示すと共に、質屋が農村生活に如何に必要なものであつたかを示し、兼て貨幣經濟の進展を示すものである。

嘉永五年の帳簿に依れば、天保以來増加して來た質屋を上下二組に分けてゐる。新堤村・遠沼村・中野村・中丸村・門前村・御藏村・新井村・大谷村・深谷村・片柳村・膝子村・新染谷村・中川村を上組とし、寺山村・上野田區・代山村・辻村・大崎村・中野田村・玄蕃新田・北原村・間宮村・大門宿・下野田村・戸塚村を下組として質屋仲間を形成してゐる。勿論その以前にも質屋仲間がなかつたわけではないが、恐らく天保の株仲間廢止に依つて表面上解散したやうになつてゐたのであらう。天保九年の記録をみても、

「是は去る亥年(文政十年)中御調後、同渡世之もの江申談候處、故障之筋無之に付、村役人江申出、新規質屋始候分」

とあり、そこに仲間の存在してゐることを示してはゐるが、それは十分強力な排他性をもつてゐたものではなからう。従つて取締も極めてゆるかつたとみられる。

安政二年には前述の如く、「質屋渡世議定連印帳」なるものが遺つてゐるが、それにも次ぎのやうに記してゐる。「一質屋渡世之儀、前々度其御筋を被仰渡も有之、尙嘉永五子年中兩度議定連印も致し置、御趣意筋堅可相守管之所、右調印後質屋相始候者も有之、其外心得違之者も先達而質屋帳面等大惣代中御見届有之候節、無判之者も粗相見江、其外別帳拵置候哉も難斗、疑敷相聞江候ニ付、尙亦今般一同打寄相談之上、向後無判之質品決而預り申間敷、若相背候族有之上へ、早々大惣代江相届ケ、其御筋江可申之、其節諸入用等質屋渡世當人急度爲差出可申、都而廉々子年中議定之通り堅相守可申、然上は春秋兩度宛、大惣代立會之上、帳面見届請候管、依之一同連印致置候處如件(安政二年十月)」

かく定めても、それがその後果たして實行され得たかどうかは解らない。恐らく以前と同様、新規營業の者も出來たことと思ふ。しかし當時の經濟状態にあつては、天保九年に到達した數より、あまり多くはならなかつたらう。全體として一村につき二軒未滿といふのが、この地方における質屋の飽和點ではなかつたかと考へられる。

今右の連印帳を調べると、再び又こゝに記録の不正確さに驚かされる。この連印帳は上組のものであるが、そこに記された人名は同年三月の「質屋渡世名前書上帳」(第七表採用のもの)とは異なり、嘉永五年九月の分とほぼ同一である。従つて印判のない者が八名もある。しかし安政二年十月の分と違つてゐて印判のある者もある。どうしてかういふ妙なことが起り得るか殆ど理解し難い。偶然嘉永五年の名前書上があつたので、それをそのまま寫して捺印させたものより考へられない。それにしても僅か七ヶ月前の調査簿を無視してゐるのは不可解である。従つ

てこれらの資料の正確さについては多分の疑ひをもたざるを得ず、そこに現れてゐる數字は單に概數を示すものとして理解するべきであらう。

村役人にして質屋を營業する者は少なくない。前掲天保十四年の農間渡世者調査(第六表)に據ると、足立郡三十箇村の質屋數は十七となつてゐる。これは大門宿その他四ヶ村の記録を缺いてゐるためとはいへ、天保九年の五十八に比較して著しく少ない、假りに記録のない大門宿その他の數字を天保九年の分で補つても二十六になるに過ぎない。半分以上である。この天保十四年の調査が不精密であることはいふまでもないが、あまりに甚だしい。例の株仲間廢止の直後であることが何か關係があるかも知れない。このことは前にも指摘して置いたから、これ以上論じない。そこで右資料に據つて前に調査した質屋と村役人との關係を、新しい資料に據つてもう一度考察する必要がある。

前述の如く天保九年の分と安政二年の分とは身分を明記してゐるから、それに依つて村役人にして質屋を兼てゐる者を調べてみると、天保九年には百姓代二名、年寄二名、與頭五名、名主七名、合計十六名。安政二年の方は百姓代一名、與頭四名、名主四名、合せて九名で、著しい減少を示してゐる。これを天保十四年のものと比較すると、そこでは五十六箇村で十名に過ぎなかつたのであるから、何れも遙かに多數の質屋が村役人に依つて經營されてゐたことになるが、これは前述の如く天保十四年の調査が精密でなかつたのであるから、問題とならない。

安政二年の分が天保九年の分より少なくなつてゐることは一應注意に値ひする。そこに何らかの理由があつたか、又は全く偶然であつたかは明かではないが、幾分農村の質屋營業の限界といふことも考へられなくはない。しかし一般に富有な農民が質屋を營んでゐたことは事實であつた。同年の記録には各持高を大部分記してゐるが、それに

據ると大體次ぎの如くなる。最も多いのは一石以上十石以下の者で三十三名を算へ、一石以下は五名で、内一名は地借である。これら中以下の質屋は殆どすべて送質屋で、多くは荒物屋や酒賣屋などを兼業してゐる所謂質取次ぎの程度に過ぎない。十石以上の高持百姓は十五名であるが、その外虫喰ひのため判明しないが、明かに十石以上と思はるゝ者一名、又他の文書にて十石以上と推定さるゝ者二名を加へれば十八名となる。そのうち四十石以上が二名、五十石以上が二名あるが、後者は何れも村役人である。

## 六

以上が大體今私の手にある資料から推定し得られる結果である。農間渡世者調査の資料そのものが、上司の命令に依つて作製されたものであるから、決して正確なものでないことは、今日のものと同様である。殊にその調査が多分に政治的意圖を含み、直接間接申告者の利害に深い關係を有してゐるために、虚偽の報告がなされてゐることは明かである。その數字の如きはますます信ずるに足りない。例へば質屋の取引高の如きは、實際よりも小額に申告されてゐる。又二種の帳簿を具へてゐることは前掲の引用文に依つても明かであり、申告額が如何なるものであるかは推測するに難くない。

しかしかゝる調査が文政度に先づ行なはれ、次いで天保度において強化され、嘉永・安政に惰性的ながらも繼續されてゐたことを注意しなければならない。農村における貨幣經濟の浸潤が物價騰貴と併行して、この頃から漸く顯著の度を増して來たことを認めなければならず、そこに地方村落内部の動搖が窺はれる、かゝる事實の反映として本資料をみる時は、そこに示されてゐる表面的な數字以上の變化を見出すことが出来る。こゝにはその煩雜さを厭ふて省略せざるを得なかつたが、ある家は古くから農間渡世を營み、漸次に擴大し、殆ど商人的なものに轉化してし

まつてゐるが、他方において頻繁に變化してゐる多數の者を見出す。このことは上掲の質屋の例(第七表参照)を以つてしても、前述したやうに不分明ではあるが、その一端を窺ふに足る。

勿論こゝに使用し得る資料は關東地方の、しかもその一部分に過ぎない。東北地方の如き比較的貨幣經濟の後れた地方や、關西地方の如く著しく貨幣經濟の進展した地方において、又漁業地帯や山村などにおいても、上述の江戸近在とは違つた形態、異なつた色彩を有するに違ひない。それぞれの地方の資料に依つてさらに深き検討がなされるべきであるが、文化・文政頃から以降、幕末の經濟的動搖が比較的保守的な、動搖の少なかるべき管の村落にも、幾多の波動を與へた點においては同様であらう。それらは今日の經濟的波動が地方村落に與へてゐるものとは、比較にならぬほど微弱であるかも知れないが、その性質には相類似した點がなくはない。殊に主觀的には同じく大きな變化であつたらう。それらの變化を一層明かにするためには、さらに他の資料に依つてこれを調査していかねければならない。幕末から明治初年にかけての變化は決して急激に生じたものではないが、それかといつて決して小さな變化ではない。あらゆる方面において舊き制度の崩潰と新しい經濟情勢への即應が示されつゝある。幕末における農間渡世の調査もその一端を示してゐるものである。